

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

|               |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 担 当 課         | 保険年金課                                                                                                                                                                                                                                           |
| 委 託 業 務 名     | 過誤返戻業務                                                                                                                                                                                                                                          |
| 委 託 業 務 場 所   | 大津市中央四丁目 5 番 9 号 滋賀県国民健康保険団体連合会                                                                                                                                                                                                                 |
| 概 要           | 保険者が行なう国保診療報酬明細書等（医科、歯科、調剤、訪問看護、柔道整復、はり師きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術にかかる療養費）の資格適用期間外請求に対する医療機関への過誤返戻事務を滋賀県国民健康保険団体連合会へ県内全市町の共同事業として委託する。                                                                                                                |
| 契 約 期 間       | 令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで                                                                                                                                                                                                             |
| 契 約 年 月 日     | 令和 6 年 4 月 1 日                                                                                                                                                                                                                                  |
| 契 約 金 額       | レセプト 1 件あたり 3 円                                                                                                                                                                                                                                 |
| 契約の相手方        | 〔所在地〕 大津市中央四丁目 5 番 9 号<br>〔名 称〕 滋賀県国民健康保険団体連合会                                                                                                                                                                                                  |
| 契約相手方の選 定 理 由 | 滋賀県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険の保険者が共同して国保事業の円滑な推進に寄与するため国民健康保険法第 8 3 条に基づき設立された公法人である。<br>当該業務は、被保険者資格情報と突合した結果、資格適用期間外等の受診分と判明した診療報酬明細書について、各医療機関へ返戻する事務であり、それらを一括して処理することが可能であり、法に基づく県内保険者の共同事業を実施できる唯一の団体である滋賀県国民健康保険団体連合会へ委託するもの。                   |
| 根 拠 規 定       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項<br><br>② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。<br><br>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。<br>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。<br>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 |

- （注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。